

# 『今昔物語集』に描かれる尼

——残像と眼差し

竹村信治

## 一 重層する尼像——描かれる尼

『今昔物語集』の成立が一二世紀前半期であるとして、そこにいたる間の日本仏教史における尼たちの姿は、勝浦令子氏「古代に於ける母性と仏教」(『季刊日本思想史』22、一九八〇)、大隅和雄氏・西口順子氏編『シリーズ女性と仏教』(一九八六、特に『尼と尼寺』『信心と供養』所収論文)、牛山佳幸氏『古代中世寺院組織の研究』(一九九〇)、平雅行氏『日本中世の社会と仏教』(一九九三)、吉田一彦氏・勝浦令子氏・西口順子氏『日本史の中の女性と仏教』(一九九七)に所収の論文等によって知ることがができる。その概略は以下のとおりだが、そうした尼の多くは『今昔物語集』所収話中にも見いだされる。

a 『日本書紀』敏達一三(五八)年是歳条の「仏法之初自茲而作」と結ばれる記事で、本邦初の出家者(度者)が善信尼以下三人の尼とされているように、初期仏教は尼によって担われた。

\*卷二「聖德太子、於此朝、始弘仏法語第一」(『三寶絵』中)  
b 以後、推古朝には尼寺が多く創建され、また『日本書紀』推古天皇三十二(六三)年九月三日条に僧八一六人・尼五六九人と録されているように、尼が数多く活躍していた。

\*卷二「推古天皇、造本元興寺語第二十二」(未詳)  
c 持統・元明・元正の女帝、持統皇統に属する聖武・孝謙らが仏法を信仰し、不比等・梶犬養三千代の娘、聖武皇后

光明子が東大寺・国分寺・国分尼寺の建立を働きかけるなど、七〜八世紀中葉、女性が国家の仏教事業に関与するか、官尼は宮廷内の仏事に参与し、「家尼」として貴族邸宅に居住するなど、相応の位置を占めた。

\*卷二一「代々天皇、造大安寺所々語第十六」(『三宝絵』下17)

\*卷二一「天智(天武)天皇、造薬師寺語十七」(未詳)

\*卷二一「高野姫天皇、造西大寺語第十八」(未詳)

\*卷二一「光明皇后建法華寺為尼寺語第十九」(本文欠、『三宝絵』下13)

\*卷二二「於山階寺行維摩会語第三二」(『三宝絵』下28)

d 『風土記』『日本靈異記』『日本感靈録』に地方での尼寺創建、民衆階層や地方豪族層の女性たちの仏教信仰が伝えられ、行基造立の四九院のうち約三分の一が尼院であるなど、民間での女性の信仰のひろがり、尼たちの活躍が確かめられる。

\*卷二二「尼、所被盜持仏自然奉値語第十七」(『日本靈異記』上35)

\*卷二二「河内国八多寺仏、不焼火語第十八」(『日本靈異記』上33)

\*卷二六「観音、為人被盜後、自現給語第十三」(岡本寺、『日本靈異記』中17)

\*卷二六「紀伊国人、邪見不信蒙現罰語第三十八」(狭屋寺、『日

#### 本靈異記 中11)

e 官尼は、僧綱制・僧尼令のもと、僧とほぼ平等対等の関係にあり、『日本靈異記』『日本感靈録』にも、後代のごとき五障や変成男子といった女性差別思想がみられない。

\*卷二二「貧女、依仏助得富異語第十五」(『日本靈異記』中28)

\*卷二二「薬師仏、従身出薬与盲女語第十九」(『日本靈異記』下11)

f 八世紀中葉、国家儀礼での僧尼の同座同席の禁、尼の排除がすすみ、尼寺の寺務全般が鎮僧による統制下に入り、さらに、官度制が僧中心の運営になって尼の得度が制限され、九世紀初頭には年分度者の対象からも尼が外されて、官尼や尼寺への差別待遇が始まった。

g 差別待遇は、九世紀、国制の確立とともに強化された「国家は男性が運営する」との思想の影響、(性風紀に嚴格な)儒教倫理の導入、家父長制家族の成立にともなって進行し、九世紀後半以降のケガレ観の肥大化の中で仏教本来の女性差別観も受容されていった。

\*卷二三「長楽寺僧、於山見入定尼語第十二」

\*卷二五「鎮西行十日講盟人、往生語第二十四、等

h そうしたなか、尼寺は僧寺の末寺となり、以後一二世紀にかけて僧寺化や廃亡がすすんで退転した。僧寺では戒律の立場からする女性の規制」とは異質な女人結界が現

れ、顕密仏教は女人の来世「救済」(II 女人往生成仏論)を五障・變成男子の語を以て説き、女性を宗教的大衆II「救済」の対象として差別化していった。それは、女性が差別的な「救済」対象としての女人「言説に呪縛され、さらにはこれを自ら内面化していく過程でもあった。

\* 卷二三「筑前国女、誦法花開旨語第二十六」(『法華驗記』下12)

\* 卷二三「女人、誦法花経見浄土語第三十六」(『法華驗記』下18)

\* 卷二三「女子、死受蛇身、聞説法花得脱語第四十三」(未詳)

\* 卷二四「女、依法花力転蛇身生天語第四」(聖武帝代、未詳)

i 官尼、尼寺は衰退したが、女性の仏教への関心は逆に高まり(「あはれ、今様は女も数珠ひきさげ経ひきさげぬはなし」『蜻蛉日記』中巻、天禄二(九七二)年四月)、幼年より道心をおこし、そのまま尼となる者、結婚後も道心をたもつ者などがあつた。

\* 卷二六「山城国女人、依観音助道蛇難語第十六」(『法華驗記』

下32)

\* 卷二二「尼願西、所持法花経不焼語第三十」(『法華驗記』下10)

\* 卷二五「池上寛忠僧都妹尼、往生語第三十七」(『日本往生極楽

記』31)

\* 卷二五「伊勢国飯高郡尼、往生語第三十八」(『日本往生極楽記』

32)

\* 卷二七「陸奥国女人、依地藏助得活語第二十九」(『地藏菩薩靈

験記』一四8)

\* 卷二五「右大弁藤原佐世妻、往生語第四十九」(『日本往生極楽記』38)

\* 卷二五「伊勢国飯高郡老嫗、往生語第五十二」(『日本往生極楽

記』41)

\* 卷二五「女藤原氏、往生語第五十」(『日本往生極楽記』39)

\* 卷二五「近江国坂田郡女、往生語第五十三」(『日本往生極楽記』

40)

j 女性の出家は老年を迎えてのほか、夫や子ども、父母の病氣・受苦・出家・死、床離れ(『伊勢物語』一六段)、自らの病氣、延命祈願、「暮齡に及び寡婦と為り」「愁患多くして依怙無き」(『本朝文粹』卷一四・四一九・慶滋保胤)などの理由が主たるものだが、自らの生と向き合つて道心を深め、家政、夫婦の関係を切り捨てて仏道修行や出家に向かう者もあつた(『更級日記』菅原老標女の母、等)。

\* 卷一九「村上天皇御子大寺院出語第十七」(未詳、『古本説話集』

上1)

\* 卷一九「三条大皇太后宮出家語第十八」(未詳、『宇治拾遺物語』

113)

\* 卷二五「鎮西領取法師、往生語第二十八」(『法華驗記』中73)

\* 卷二六「啞女、依右山観音助得言語第二十二」(未詳)

\* 卷二五「小松天皇御孫尼、往生語第三十六」(『日本往生極楽記』

\*卷三〇「会平定文女、出家語第二」（未詳、『天和物語』103・

『平中物語』38）

\*卷二五「睿垣聖人母尼釈妙、往生語第四十二」（法華驗記）下99）

\*卷一五「近江守彦真妻伴氏、往生語第四十八」（日本往生極楽

記）37）

k 天皇家を含む貴族等権門の一門・一家においてその地位

や財産権を保証された女性は、夫とともに「家の仏事」

（先祖・亡父母供養・氏寺仏事・年中行事や産育儀礼・通過儀礼仏

事・家産や子孫繁栄祈願・共同体にかかわる祈願）を司り、妻

・母として家族や自身の病氣平癒、育児、亡き夫・早世子

の菩提を弔うなどのかたちで仏教にかかわり、また、その

一門・一家を檀越とした寺院で出家入道して居住する場合

（源高明一門と醍醐寺）、平安末期には子院・堂塔の願主とな

る場合（源師房一族と醍醐寺）もあった。

\*卷二五「加賀国□郡女、往生語第五十二」（日本往生極楽記）

42）

l 女性が仏教的差別観を介して被救済者と措定される一

方、地母神的な母性観、その後の賢母称揚の儒教的女性

観、家父長制下の産む性の強調などに、「大智度論」の女

性観、『孟蘭盆経』『父母恩重経』や目連救母伝説の影響も

加わって、僧侶・文人貴族による「僧の母」の理想化がす

すんだ。摂関期以降、僧による母への孝養、母の宗教的救

済がさかんに説かれ、また、母も息子を僧にしてこれに後

世安楽を託した（良源、寂照、成尋、等）。

\*卷一五「源信僧都母尼、往生語第三十九」（未詳）

m 出家した女性達は、一門・一家の関与する寺に居住した

者のほか、息子や兄弟、縁者の僧の寺の辺りや山麓に居住

して養われたり（天安寺僧榮好母、成尋母、良源母、等）、開

山・中興僧の母を祀った諸山結界近くの寺（叡山南麓安養

寺、高野山麓慈尊院、等）の傍らに庵を結んだり、あるいは

在俗時居住の邸内にとどまって修学、念仏に専念した。

\*卷一五「池上寛忠僧都妹尼、往生語第三十七」（日本往生極楽

記）31）

\*卷一六「啞女、依石山観音助得言語第二十二」（未詳）

二 『今昔物語集』の眼差し——語られる尼

さて、こうして、この二十数年来、女性と仏教に関する研

究が析出した古代史のなかの尼たちの姿の多くは、『今昔物

語集』中にも見いだされる。その意味で、『今昔物語集』は、

一二世紀前半期以前のそれぞれの時間を生きた尼たちのそれ

ぞれの姿の、いわば重層的な総覧となっている。ただし、そ

れは『今昔物語集』の方法、すなわち、仏教言説、公言説の

主体化をもってした構想のもと、先行する諸資料を参照し、

話題を切り取り、位置を与えることで世界の史的記述（Ⅱ所  
有）を試みようとしたこのテキストの必然でもある。つま  
り、重層的な総覧は諸依拠資料中の尼（Ⅱ依拠資料生成時にあ  
る意味をなつて語られた尼たち）の残像の集積なのでもあつ  
て、『今昔物語集』に描かれる尼」との課題を厳密にひきう  
けるとすれば、残像を拾い集めそれらを重層的な総覧として  
確認するばかりでなく、ひとつひとつの残像に向けられた  
『今昔物語集』の眼差しのあり様、語られ方こそが問われな  
ければなるまい。

たとえば、aにかかわる巻一一「聖徳太子、於此朝、始弘  
仏法語第一」。本話には敏達紀にある「仏法之初」の本縁物  
語の準主役「三人ノ尼」（主役は蘇我馬子）が登場する。が、  
その扱いは敏達紀とも依拠資料と目される『三宝絵』（中一）  
話の扱いとも同じではない。すなわち、聖徳太子を主役とし  
た本朝仏法創始の物語の文脈を整えようとする『今昔物語  
集』は、『三宝絵』の「太子与大臣（馬子）一心弘三宝」を  
「惣テ太子、此大臣ト心ニシテ、三宝ヲ弘。」と訓読し、さ  
らにその直前、「大臣宗我馬子宿禰、受此像（百濟弥勒石像）、  
於家東造寺奉居敬、置尼三人供養。大臣於此寺立塔」を「大  
臣蘇我ノ馬子ノ宿禰ト云フ人、此ノ来レル使ヲ受テ、家ノ東  
ニ寺ヲ造リ、此（百濟弥勒石像）ヲ居ヘテ養フ。大臣、此寺  
ニ塔ヲ建ムト為ルニ」と語り変えて、「尼三人」の存在を消

しているのである。『今昔物語集』の「三人ノ尼」はこの話  
題の後、守屋の仏像破却話題中に素姓不明のかたちで登場す  
る。けれども、かかる扱いは本朝初の「度者」であつた彼女  
たち、つまりは本朝仏教創成期の女性の姿を伝えない。もつ  
とも、このような扱いは、「尼三人」とだけ記して敏達紀等  
にある彼女たちの人物紹介事を省略している『三宝絵』に  
おいてすでに進行しており、先の「太子与大臣一心弘三宝」  
が敏達紀にはないことをも勘案すれば、太子を軸とする本朝  
仏法創始の物語の形成の間に、善信尼以下三人の尼の存在は  
すでにその意義をうしなつていたのであろう。『今昔物語集』  
はそれを一步進める形で彼女たちを消去したわけだが、かか  
るかたちの残像は、いわば『今昔物語集』の視界の外にある  
ものとすべきであらう。

本朝仏教創始のかつての物語に重要な位置をしめる尼を視  
野の外においた『今昔物語集』は、しかし、女性と仏教の間  
題や「尼」「尼寺」に関心がなかつたわけではない。それは、  
天竺仏教史を構想した巻一〜四中の巻一において、その第19  
話に「女人ノ出家スル事、此レニ始レリ。」と結ばれる「仏  
夷母憍曇弥、出家語」話題を語り、本朝仏教史を語る巻一一  
の第19話に「光明皇后建法華寺為尼寺語」話題を配してい  
るところに確かめられる。だが、巻一19についていえば、その  
前におかれた第10話に「蓮華比丘尼」の名がすでに出てお

り、第14話で「年盛ニシテ形美麗ナル女ヲ見テハ『世ハアチキ無キ者也、尼ニ成ネ』ト誘ヘテ頭ヲ令刺」めた釈迦が話題になっているなど、話題の排列（第10・14・19話）が「女人ノ出家スル事、此レニ始レリ。」（第19話）の文言を裏切っている、女人出家の起源を標示するはずの本話題の重みが『今昔物語集』にとつてどれほどのものであったのか、曖昧な点を残す。橋本弥出家を女人出家の嚆矢とすることは『三宝絵』下7「西院阿難悔過」や『法華百座聞書抄』閏七月九日条の橋本弥出家譚にも見えていて、いわば「仏教史的常識」（本田義憲氏『今昔物語集仏伝の研究』、『叙説』一九八五）でもあった。釈迦在俗時の妻「耶輸陀羅」の出家譚である第20話が欠話である点もあわせ見るならば、これらを含む天竺の尼譚は、仏教史を構想する『今昔物語集』がそうした「常識」に配慮するかたちで採話したもののようでもある。同様のことは巻一—19についても指摘できることで、総国分尼寺たる法華寺（法華滅罪之寺）の創始を語るはずの本話もまた本文を欠いているが、本朝仏教史の記述にとつてはずせない「常識」的話題（『三宝絵』下13）ではあった。前節一覽のcにかかわる話題には、このほか巻一—17（持統・元明兩帝の仏教事績）、巻一—18（孝謙（称徳）女帝の仏教事業）があるが、いずれも記録的で話の態をなしておらず、第18話にいたっては、道鏡との一件への配慮もあったのであろう、冒頭部の簡単な

紹介記事のみで終わっていて、それらもまた、仏教史記述の構想上、体裁を整えるために採用された話題といった趣なのである。

### 三 「今昔物語集」の言述

これらは、「常識」にしたがつて視野に入れてはいるものの、その眼差しに主体的な関心の介在が読み取れない例だが、ここには、「僧とほほ平等対等の関係」にあった尼たち || 「五障や変成男子といった女性差別思想がみられない」八世紀中葉以前の女性と仏教の関係（牟山氏、平氏、前掲書）への理解を欠いた『今昔物語集』のあり様がうかがえよう。事実、先に取り上げた巻一—18では孝謙天皇が「女ノ身ニ御マスト云ヘドモ、心ニ智リ広クシテ文ノ道ヲ極メ給タリケリ」と紹介される。女性差別思想の見られない『日本靈異記』に取材した話題中、巻二〇「女人、依心風流得感応成仙語第四十二」でも原拠（上13）にはない「心直クシテ仙薬ヲ食シツレバ、女也云ヘドモ仙ニ成テ、空ヲ飛ブ事如此シ。」の評語が添えられている。これによれば、冒頭に示した女性と仏教の関係展開 de に符合が確認される『日本靈異記』関連話も、そうした眼差しで理解されたと考えられよう。すなわち、残像は『今昔物語集』の差別的な眼差しによつて変形されているのである。

ただし、卷二「尼願西、所持法花経不焼給語第三十」の「女ノ身也ト云ヘドモ心ニ智有テ因果ヲ知レリ」が原拠『法華驗記』下100中の「雖受女形、当言信男」に由来すると見られるところからすれば、叙上の文言付加は、九世紀以降に浸潤し発話の定型として流通し慣習化していた女性差別言説を主体化した『今昔物語集』においてなされたことと知られる。『日本霊異記』などの八世紀中葉以前の言表に向けられた差別的な眼差しは八世紀中葉以前の女性と仏教の関係への無理解も、そうした言説の主体化のなかで出来たこととすべきであろう。卷四「阿難、入法集堂語第一」冒頭、第一次結集時の大迦葉による阿難難詰話題中の第四難「仏ノ涅槃シ給ヒシ時、摩耶夫人遙ニ切利天ヨリ手ヲ延ベテ、仏ノ御足ヲ取テ涙ヲ流シ給ヒキ。其二、汝ヲ親シキ御弟子トシテ制止ヲ不加ズシテ、女人ノ手ヲ仏ノ御身ニ令触タル、其ノ過如何」は『注好選』中40（何故汝爲侍者不制女手令触仏身）に拠るが、原拠『大智度論』等にはみえない（岩波・新大系『三寶経・注好選』脚注）。また、卷一19憍曇弥出家譚中の积尊女人出家拒否の弁明（譬バ、人ノ家ニ多少ノ男子ヲ生ゼルハ、此レヲ以テ家ノ榮トス。此ノ男子ニ仏法ヲ修行セシメテ、世ニ仏法ヲ久ク持タシムベキ也。其レニ女人ニ出家ヲ許セラバ、女人、男子ヲ生ズル事絶ヌベキガ故ニ出家ヲ不許ル也。）も原拠『釈迦譜』の誤訳と見られ、「女人の出産機能の自然に論理を立て、一種合理

的に誤解を来たした」もの（本田氏、前掲論文）。これらも発話の定型として流通していた女性差別言説にかかわり、『今昔物語集』は、そうした言説の海に身を浸し、そこで眼差しを育み、時間の堆積の中に重層する女性仏教者たちの残像をゆがめながら受容し、差し出していくのである。

ところで、こうして時代の言説状況ともにある『今昔物語集』の話題採集、編纂、言述の過程は、しかし、さまざまな話題と出会う舞台でもあつて、ここでは、主体化された言説が多様な女性仏教者たちの残像によってゆさぶられるといった出来事も出来たようだ。卷二31の「女ノ身也ト云ヘドモ」云々と評された尼願西の話題の末尾が「此レヲ思フニ、此ノ尼君ハ只人ニハ非ザリケリト皆人云ヒケリ。極テ貴キ聖リニテナム有ケル」と結ばれ、卷七「震旦河東尼、読誦法花経改持経文語第十八」の末尾が「此レヲ以テ思フニ、僧ナレドモ経ノ文ノ隠給ケルハ誠ノ心無カリケルニヤ。尼ナレドモ経ノ文ヲ本ノ如ク折リ頭ハス、誠ノ心ノ深く有リケルニヤ」となっているなどは、そのわかりやすい例だろう。「只人ニハ非ザリケリ」に類する表現は卷二72の宇多院など男性についても見え、時にそれは「化身」とも評される（卷一736、行基）。卷一五では第39話の源信母にも向けられているが、その前後、道心に身をゆだねて専心修行した卷一537の寛忠僧都妹尼、同38の伊勢国飯高郡尼、同40の睿桓聖人母尼

釈妙、また、邸内別居をもつて往生をとげた同48の近江守彦真妻伴氏、同51の、上十五日に仏事を下十五日に世路を営み臨終時に極楽聖衆から蓮花を手渡された（其レヲ凡夫ノ肉眼ニハ不見ザル也。嫗ハ可往生キ時至テ、肉眼ニ非ズシテ髓ニ見テ告ケル也）伊勢国飯高郡老嫗などに対しても、そうした声は上がっているはずで、そこに、『今昔物語集』に主体化された差別言説が「只人ニハ非」ざる女性往生者の残像によって相対化されていく局面もうかがえそうだ。あるいは、『日本霊異記』諸話との出会いの舞台でも、「女（厄）ナレドモ」に含まれる驚き、衝撃の声に、そうした局面を聞き取ってよいのかも知れない。

言説の相対化という点では、上の近江守彦真妻伴氏以下の優婆夷往生譚の一つ巻一五「右大弁藤原佐世妻、往生語第四十九」（『日本往生極樂記』38）の話末に「不出家ズシテ、女也ト云ヘドモ、此ク往生スル也」と加筆があるのも興味深い。同様の文言は先に取り上げた巻二〇42の仙女についても「心風流ナル者ハ、仏法ヲ不修行ト云ヘドモ、仙薬ヲ食シテ、此ク仙ト成ケリ」と見えるが、これは原契（『日本靈異記』上13）に「誠知、不修仏法而好風流仙薬感応。如精進女問経云、居住俗家、端心掃庭、得五功德者、其斯謂矣」と、対応する文言がある。慣習化された仏教言説を主体化しながら、他方、採取話題中の「俗家」「不修行」「端心」者の「得功德」言説

と出会い、『日本往生極樂記』の優婆夷たちにその言説の証しを得て関心を寄せ、驚いているわけだが、この驚きの表情は出家を絶対化する仏家のものではなく、おそらくは、仏家の言説が相対化される局面に立ち会い、これをこれとして受け入れていく者のそれであろう。こうしたあり様は、「筆者はこれまで大寺僧に重点を置いて撰者を模索してきたが、今回の天竺部の読み直しを通して、大寺僧に限定しなければならぬ必然性を読み取れなくなった。」として、『今昔物語集』「撰者」について「仏教に帰信した文人貴族などで、一宗一派に偏しない仏教史観を持った、説話好きの人物」「大寺寮の文章（紀伝）道出身の閑職にある文人官人で、仏教を日常的生活信条としていたが、世俗の生態にも好奇の目を向けていた在家人」の可能性をうかがった今野達氏（岩波・新大系『今昔物語集』一「解説」）の見解ともよく符合するよう思われる。

#### 四 『今昔物語集』の「いま、こゝ」

さて、こうして、『今昔物語集』の様態、すなわち、流通する仏教言説の主体化をもって世界の史的記述を構想しつつも、他方、採集した話題との出会いの舞台で、自ら主体化した言説とそれを相対化させる出来事との間を往還し、先行テキストの尼たちの残像を消去したりゆがめたり、あるいは残



像をもつて自らの言説が相対化される局面に立ち会つたり、別言説の証しを残像に得て驚きその言説にこそ関心を寄せていく、そのような『今昔物語集』の言説を確認してきたわけだが、最後に、『今昔物語集』に認められる、叙上のいわば証果の尼たちとは異なる尼たちの一群をとりあげ、それへの眼差しを確認しておこう。

女性と仏教との関わりをめぐる歴史研究は、近年、「律令制的な官尼の変質という視点では把らえられないような形態の尼」(牟山氏、前掲書)の課題、「平安期の一般的な女性たちが仏教をどのように受け容れて出家したのかという問題」(前掲『日本史の中の女性と仏教』所収、第四章、勝浦亨子氏論文)へと議論を進展させている。冒頭一覽のi以下はその成果だが、そこに掲げなかった尼たち、すなわち「出家しても尼寺に入ることのできない尼」(牟山氏、前掲書)にも注意が向けられている。卷三一「尾張守」 、於鳥部野出人語第三十」(出典未詳)の話題人物は、そのような尼の一人である。「歌読ノ内ニテ、心バヘナドモ糸可笑」しきこの女性は、二三人いた子も他国に出かけて消息不明となつた後、年老いて出家する。もと生活の便宜を与えていた「尾張ノ守」も「不問ズ成」り、生活不如意におちいるが、兄の元に身を寄せ、「本ヨリ有識ナル者ニテ、弊キ事ヲバ不為スシテ、尚身ヲ持上テ、心ニクク造テ過シケル程ニ、身ニ病付ニケリ。」

兄は「家ニテハ不殺ジ」と思つて尼を家から出す。清水あたるの「昔ノ共達」も「此ニテハ否不殺」と相手にしてくれない。結局、彼女は鳥部野にむかい、「極ク和キ哀レ」なる人柄にふさわしく、墓の塚の蔭に「淨ゲナル高麗端ノ畳」を敷き、その上に寄り臥して死を待つ。従者の女はそれを見届けて立ち去つていく。一話はここで終わり、話末には「哀ナル事ニナム、其比、人云ケル。」「此ハ慥ナル人ナレドモ、糸借ケレバ不書ズ」トゾ人云シ。」「彼ノ尾張ノ守ノ、妻カ妹カ娘カ不知ズ、何デ有トモ、極ク口惜ク不問ザリケル事」トゾ聞ク人謗ケル。」と、たたみかけるように哀惜、同情、憤りの言葉(おそらくは『今昔物語集』の肉声)が連ねられている。

『今昔物語集』に見出される尼に、こうして死にいたらないまでも、出家後に身をもてあます女性が多い。出家後も在俗の夫とともにあつた尼は卷一九12に、「妻ノ尼」として夫僧のもとにある者は卷一七12に、「夫僧」き後さすらう、「妻ノ尼」は卷一七31に、「貧しく、老タル尼」は卷一五43に、「廃邸に住み着く老尼は卷二〇5、卷二四6、同27、卷三〇4に、「盗人と同宿する尼は卷一六33に、「縁者なく寺の傍らに住む尼は卷一七29、(卷二五24)、卷三二1に、そして流浪する尼は卷一五「鎮西筑前国流浪尼、往生語第四十一」にも見える。このような尼は早く『扶桑略記』元慶五(八八)年二月一

一日条「淳和院、縁先太后遺旨、為京城尼不能自存者所依止也。」(『日本三代実録』逸文)の記事中に確かめられ、『七大寺巡礼私記』(葉師寺系)には長元年中(1036)以来の、葉師寺東門辺で念仏を唱えながら小角豆の数珠を仏舍利に変えるといった所行をもつて口に糊していた比丘尼たちの存在も紹介されている(牛山氏、前掲書)。卑猥な歌謡を中宮定子御前で歌って女房たちを喜ばせたのは周知のとおり常陸介だが(『枕草子』82・83、これもこれらの尼と同類だろう(卷三八八の山中で舞茸に酔って「舞ヒ乙」てた尼たちも?)。また、藤原伊周は寛弘七(1010)年の臨終の床で「さり」とて尼になし奉らんとすれば、人聞きもの狂しきものから、あやしの法師の具どもになり給はんずかし」と娘の行く末を案じたという(『栄花物語』卷八「はつはな」。勝浦氏、前掲論文)。こうして、多くの尼はさすらいの中で困難な生を余儀なくされたと目されるわけだが、それは『今昔物語集』の言語主体が、日々目の当たりにしていた現実の尼たちの姿でもあったはずだ。上に取り出した卷三一・30の「歌説」の尼をはじめとする尼たちは、その意味で『今昔物語集』の現在との接点をもつ尼たちであろう。

ところで、「歌説」の尼と同様にさすらう尼には卷一五4の「鎮西筑前国流浪尼」もいる(出典未詳)。この尼も「国ニ相ヒ知ル人モ無キ尼」で、「寄り付ク方モ無カリケレバ、其

ノ国ノ山寺ニ貴キ僧ノ有ケル許ニ寄テ、其ノ僧ノ食物ヲシテ年来被任テ有ケルニ」、高声の念仏を厭われて追い出され放浪する。しかし、こちらの尼は、幸いにも信仰心に篤い「其ノ国ノ人ノ妻」に養われて見事往生をとげる。この話は、高野山の某上座が現地で聞いて伝えた話題と注記されているから、おそらくは、「女人罪業論を展開しつつ罪業ゆえの救済を繰り返し語っていった」「顕密仏教」の「女人往生成仏論」(平雅行氏「中世仏教と女性」(『日本女性生活史』2、一九九〇)及び前掲書)に仏家の言説に、絡め取られて喧伝されたものであろう。そうした言説をこそ主体化している『今昔物語集』にとって、言説の証したる本話はいかにも受け容れやすいものであったはずだ。卷一五に収められた所以だが、しかし、一方、『今昔物語集』の視界には、かかる言説に背馳する話題も取材の間に入ってくる。先の「歌説」の尼がそれである。そして、『今昔物語集』の言語主体は、鳥部野の墓の蔭に身を横たえて死を待つ尼を「従者ニテ有ケル女」ともに見届けて後、哀惜、同情の思いを尼に差し向け、憤りの声を縁者たる「尾張ノ守」に投げかけ、これを卷三一に収載する。注意されるのは、主体化された言説を裏切る、この「救済」されない尼の話題を、『今昔物語集』が排除していない点である。発せられている哀惜、同情の思い、憤りの声(への同調)の真意は推し量りがたいが、そこには「母ノ尼ヲ

以テ可合祈キ也」(卷一四三五。諺。「誠ノ心」の喩。『宇治拾遺物語』四一・『古本説話集』下52にも)、あるいは「風ニ値タラム尼」(卷一九三五。弱者の喩)といった、尼をめぐる時代が共有していたイメージもいくらかは作用しているよう。女たちは、仏家の言説戦略たる「女人罪業論の呪縛」(平氏、前掲論文)に絡め取られ、差別観を内面化して「救済」を求め、「誠ノ心」をもって身を信仰に捧げながら、言説が保障したはずの「救済」も手に入らないままにさすらい、身をもてあましもちくずし、困窮と孤独のうちに疲弊し、病み、「風ニ値タラム尼」としてやがてうち捨てられていく。哀惜、同情、憤りの声は、「歌説」の尼に典型的な、そうした尼たちの現実(それは、『今昔物語集』の成立期に生を享けた法然の見た現実でもあったはずだ)に差し向けられた眼差しに、おそらくは由来する。そして『今昔物語集』はこれを語る。

もちろん、『今昔物語集』の言語主体はついに尼ではありえず、彼は彼女たちにとっての他者であるほかはない。また、仏家の言説戦略の虚妄を暴く糾弾者でもいまだない。していることといえば、遭遇した話題に驚き、それが突きつける現実、自ら主体化した言説に背馳する現実をまえに混乱し、困惑し、その整理もつかないまま哀惜、同情、憤りの声を発するばかり。けれども、こうした言説と現実のはざまでの混乱、困惑、感情の吐露こそが、『今昔物語集』の

ま<sup>ま</sup>ご<sup>ご</sup>こ<sup>こ</sup>における今ひとつのエクリチュールのあり様なのでもあって、この立ち位置、エクリチュールによってこそ「歌説」の尼、つまりは仏家言説の網の目からこぼれおちた／排除され消去されようとした尼たちは息を吹き返し、その存在を歴史の記憶のなかにとどめることとなった。それは『今昔物語集』の表現性とその意義や可能性をうかがわせようが、その意味でもこの尼たちの残像はみのがせない。

〔たけむら・しんじ 広島大学教授〕